

法 学 号 外
平成 28 年 4 月 1 日

各 私 立 学 校 長 }
(中・高・特) }
各 私 立 専 修 学 校 長 }
各 私 立 各 種 学 校 長 } 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

青少年雇用対策基本方針の周知について
のことについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

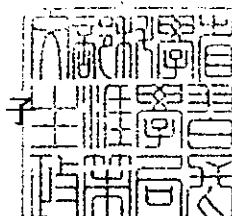
【担当】私学振興担当 中村
電話 019-629-5041 FAX019-629-5049
メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp

27受文科生第1230号
平成28年3月25日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
大 学 又 は 高 等 専 門 学 校 を 設 置 す る 各 地 方 公 共 团 体 の 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 公 私 立 短 期 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 学 校 長
大 学 を 設 置 す る 各 学 校 設 置 会 社 の 代 表 取 締 役

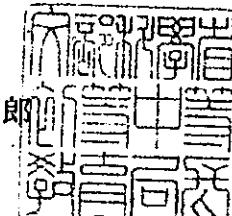
殿

文部科学省生涯学習政策局長
有 松 育



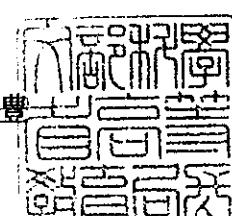
(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長
小 松 親 次



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長
常 盤



(印影印刷)

青少年雇用対策基本方針の周知について（通知）

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第8条第1項に基づき、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）による改正前の勤労青少年福祉法第6条第1項に基づく現行の第9次勤労青少年福祉対策基本方針（平成23年厚生労働省告示第149号）が、平成28年3月31日をもってその運営期間の期日を迎えることや、
28勤労青少年福祉法の内容が全面的に改正されたことを踏まえ、平成28年4月1日から平成3

岩手省

28勤労青少年福祉法の内容が全面的に改正されたことを踏まえ、平成28年4月1日から平成3

法学第

号

3年3月31日までの5年間を運営期間とする青少年雇用対策基本方針が新たに策定され、平成28年1月14日付け別添のとおり厚生労働省より告示されました。

本基本方針においては、在学段階からの職業意識の醸成（第2の2（1））等、学校等（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）と都道府県労働局等との連携・協力の下での取組について規定しておりますので、貴職におかれでは、本基本方針を職員等に周知いただきますようお願いします。（参考として平成27年9月18日付け職発0918第3号・能発0918第13号「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の公布について」を併せて送付します。）

なお、各都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会及び所管の学校等に対して、各指定都市教育委員会におかれでは、所管の学校に対して、都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは、所管又は所轄の学校等、学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人等に対して、本件について周知いただきますようお願いします。

【本件担当】
生涯学習政策局
参事官（連携推進・地域政策担当）付連携協力第二係
03-5253-4111（内線3253）

別添



文部科学省生涯学習政策局長 殿
文部科学省初等中等教育局長 殿
文部科学省高等教育局長 殿

職発0114第13号
能発0114第2号
平成28年1月14日

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)
厚生労働省職業能力開発局長
(公印省略)

青少年雇用対策基本方針の策定について

日頃より若年者雇用行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第8条第1項において、厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針として、青少年雇用対策基本方針を策定することとされています。

今般、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律（平成27年法律第72号）により、平成28年度から平成33年度までの5年間を運営期間とする青少年雇用対策基本方針を新たに策定し、本日付けで告示され、平成28年4月1日から適用されることとなりました。

本基本方針においては、在学段階からの職業意識の醸成（第2の2（1））等、学校等と都道府県労働局等との連携・協力の下での取組について規定しておりますので、貴職におかれましては、本基本方針の趣旨に十分御配慮の上、各中学校、高等学校、大学、専修学校及び各種学校等への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

はじめに

- ・ 青少年の対象年齢については、第9次方針において「35歳未満」としていったことを踏まえ、引き続き、「35歳未満」とするが、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、概ね「45歳未満」の者についてもその対象とすることを妨げない。
- ・ 法第3条の「青少年である労働者」は、現に働いている者に限らず、求職者やいわゆるニート等の青少年も含まれる。

第二 青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上等に関する施策の基本となるべき事項

一 学校卒業見込着等の就職活動からマッチング・職場定着までの支援

(一) 在学段階からの職業意識等の醸成

- ・ 学校等におけるキャリア教育の推進に当たり、公共職業安定所は、職場体験・インターンシップの受入企業の開拓、職業講話の実施等、積極的な協力に努める。職場体験・インターンシップが趣旨に沿った適正な形で実施されるよう、事業主等への周知徹底を図る。
- ・ 学校等による主体的な取組がより効果的に推進されるよう、各地域の地方公共団体、労使団体、企業、労働行政等関係機関の連携・協力の際、労働行政の有するキャラリア形成に資する資源や手法、人材等を広く提供し、活用の促進を図る。
- ・ 学生・生徒に対して労働法制に関する知識等の周知を図るため、国は、都道府県労働局及び公共職業安定所による講師の派遣、労働法制に関する基礎的な知識をまとめた冊子の提供等を積極的に行う。また、都道府県労働局、労働基準監督署及び公共職業安定所は、労働に関するトラブルに適切に対処できるよう、総合労働相談コーナー等の相談窓口を周知する。

(二) マッチングの向上等による学校卒業見込者等の職業生活への円滑な移行、運営の選択及び職場定着のための支援

- ・ 学校等から職業生活への円滑な橋渡しのため、公共職業安定所が学校等と連携・協力し、地域の学校等や学生・生徒等のニーズに応じた支援を行う。法に基づく認定制度や若者応援宣言事業により、中小企業の情報発信を支援し、企業規模等にとらわれない職業選択を促す。
- ・ 学校卒業見込者の採用枠について、既卒者が学校等卒業後少なくとも3年間は応募できるように努めること等について定めた事業主等指針を活用し、既卒者が正規雇用に応募する機会を広げる取組を促す。
- ・ 募集時に示された労働条件等と労働契約締結時に明示された労働条件等が異なる等のトラブルが発生している現状に鑑み、職業安定法、労働基準法等の労働条件等の明示に関する規定等の周知徹底を図る。また、労働条件等をめぐるトラブル等に対し、行政指導の実施に加え、個別労働紛争解決制度等の周知、公共職業安定所での相談等への適切な対応を行う。
- ・ マッチングの向上のため、法第13条及び第14条に規定する青少年雇用情報の提供について履行確保を図るとともに、公共職業安定所が学校卒業見込者等求人の申込みを受理するに当たつては、全ての青少年雇用情報の提供を求める。また、公共職業安定所は、青少年雇用情報の求めを行つたことを理由とした不利益取扱いに係る相談等、青少年雇用情報の提供の仕組みが有効に機能するために必要な取組を進める。
- ・ 労働基準法等の法令違反が疑われる企業については、労働基準監督機関等において監督指導等を行うほか、公共職業安定所において、法第11条に規定する求人不受理の措置を着実に実施する。
- ・ 公共職業安定所は、学校卒業見込者について就職後ににおいても相談対応等の職場定着に向けた支援を行うとともに、事業主に対し、個々の状況に応じて助言・指導等により雇用管理の改善を促す。

三 中途退学者・就職先が決まらないまま卒業した者に対する支援

- ・ 就職を希望する中途退学者に対しては、中途退学に際して、学校等、公共職業安定所、地域若者サポートステーション等が連携して、就職支援機関、職業訓練機関等に関する情報を提供し、継続的に支援を行う。
- ・ 就職先が決まらないまま卒業した者については、学校等、新卒応援ハローワーク等が連携し、個別支援や面接会の集中的な開催等により、卒業直後の支援の充実を図る。

四 フリーターを含む非正規雇用で働く青少年の正規雇用化に向けた支援

- ・ わかるものハローワーク等において、個々のニーズや課題に応じた支援を行い、正規雇用への移行を促進する。
- ・ 事業主に対しては、トライアル雇用、雇用型訓練や企業内での正規雇用への転換の取組など、青少年の正規雇用化に係る積極的な取組を促していく。

五 企業における青少年の活躍促進に向けた取組に対する支援

(一) 青少年の雇用管理の改善に向けた支援

- ・ 企業の雇用管理の改善に向けて、離職率の高い業種について、雇用管理面での課題分析・改善等を促進するなど積極的な支援を行う。

(二) 青少年の採用及び育成に積極的な中小企業の情報発信のための支援

- ・ 青少年の採用に課題を抱える中小企業の情報発信を支援するため、法に基づく認定制度等を推進し、公共職業安定所等において重点的にマッチングを行う。

(三) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の改善、多様なニーズに対応した働き方の実現

- ・ 所定時間外労働の削減、年次有給休暇・育児休業の取得の促進等、仕事と生活の調和の改善に向けた企業における自主的な取組を促すとともに、仕事と生活の調和のとれた働き方の円滑な導入を促す。

六 職業能力の開発及び向上の促進

(一) 職業訓練の推進

- ・ 公共職業訓練として実施している青少年を対象とした訓練メニューや、雇用型訓練を引き続き推進する。
- ・ 産業界や地域のニーズを踏まえて産学官による地域コンソーシアムを構築し、職業訓練コースの開発・検証を行う。
- ・ 雇用保険を受給できない青少年に対しては、求職者支援制度により早期の就業を引き続き支援する。
- ・ 職業訓練の実施に当たっては、訓練受講前にキャリアコンサルティングを行うことにより、職業能力開発の課題や目標を明確にした上で適切な訓練へ誘導することが重要である。また、訓練中にについても、社会人・職業人として必要な基礎的能力の習得や職業意識の醸成を図りつつ、きめ細かな職業指導等を併せて行う。
- ・ 企業内の青少年の育成については、引き続き、助成金、認定職業訓練制度等により必要な支援等を行う。

(二) 職業能力検定の活用の促進

- ・ 技能検定制度について、青少年を主な対象とした技能検定3級の対象職種の拡大を進めるとともに、学校教育等との連携を通じた青少年に対する技能検定の積極的な活用促進を図る。

- ・ 今後も雇用吸収力の増大が見込まれ、青少年のキャリア形成上の課題がより顕在化している対人サービス分野等に重点を置いて、業界内共通の職業能力を評価する技能検定の職種の整備等を進めること。

(三) 職業人生を通じたキャリア形成支援

- ・ 求職者だけでなく、在職者も含めた青少年の主体的なキャリア形成を促進するため、教育訓練給付等の各制度の活用、企業への支援等により、青少年が能力開発を行う環境整備に取り組む。
- ・ キャリアコンサルタントの登録制度等を活用し、青少年のキャリア形成支援の機会の拡充に努める。
- ・ 青少年の職業能力開発、就職支援のため、定期的なキャリアコンサルティングやジョブ・カードの活用を促進する。

七 ニート等の青少年に対する職業生活における自立促進のための支援

- ・ ニート等の青少年に対し、地域若者サポートステーションにおいて、公共職業安定所、地方公共団体等との連携を通じた情報提供等や職場体験の充実を図ることにより就職に向けた支援を行うとともに、就職した者に対する職場定着支援等を実施する。

八 地域における青少年の活躍促進

- ・ 国、地方公共団体、事業主、大学等が連携し、地域の募集・求人情報の収集及び提供等の必要な取組を進めるなどにより、いわゆるUIJターン就職を積極的に支援していく。

参考



職発 0918 第3号
能発 0918 第13号
平成27年9月18日

文部科学省生涯学習政策局長 殿
文部科学省初等中等教育局長 殿
文部科学省高等教育局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

厚生労働省職業能力開発局長
(公印省略)

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の公布について

日頃より若年者雇用行政の推進に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律」については、本年3月17日に第189回通常国会に提出され、同年9月11日に原案どおり可決成立し、本日、平成27年法律第72号として公布されました。この法律は、原則として、平成27年10月1日から施行し、求人の不受理及び青少年雇用情報の提供に関する規定は平成28年3月1日から、職業生活における自立促進のための措置並びにキャリアコンサルタント及び職業能力検定に関する規定は平成28年4月1日から施行することとしています。

これに伴い、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第6条において、「国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第2条及び第3条の基本的理念にのっとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならない」と規定されたことを受け、貴省とも連携の上、青少年の福祉の増進を図るための施策を推進していく必要があります。

そのため、貴職におかれましては、法律の趣旨及び内容について御理解いただきますとともに、各中学校、高等学校及び大学等への周知について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

第1 改正の趣旨

少子化に伴い若年労働力人口が減少する中で、次代を担うべき青少年が安定した雇用の中で経験を積みながら職業能力を向上させ、働きがいを持って仕事に取り組んでいくことができる社会を築くことが、我が国の経済社会の発展を図る観点からも重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、青少年の雇用の促進等を図り、能力を有効に發揮できる環境を整備するため、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずるものである。

第2 勤労青少年福祉法（昭和45年法律第98号）の一部改正関係

（※ 条番号は平成28年4月1日時点）

1 題名及び目的の改正

- (1) 法律の題名を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改めることとしたこと。（題名関係）
- (2) この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に發揮することができるようになり、もって福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的としたこと。（第1条関係）

2 関係者の責務及び連携協力

- (1) 事業主は、青少年について、その有する能力を正当に評価するための募集及び採用の方法の改善、職業の選択に資する情報の提供並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を講ずることにより、雇用機会の確保及び職場への定着を図り、青少年がその有する能力を有効に發揮することができるよう努めなければならないものとしたこと。（第4条第1項関係）
- (2) 職業紹介事業者、募集受託者、募集情報提供事業者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は、青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うよう努めなければならないものとしたこと。（第4条第2項関係）
- (3) 国は、青少年について、適職の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならないものとしたこと。また、地方公共団体は、国の施策と相まって、地域の実情に応じ、必要な施策を推進するよう努めなければならないものとしたこと。（第5条関係）
- (4) 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、青少

年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないものとしたこと。(第6条関係)

- (5) 厚生労働大臣は、(1)、(2)及び(4)に関し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとしたこと。
(第7条関係)

3 青少年雇用対策基本方針

- (1) 厚生労働大臣は、現行の勤労青少年福祉対策基本方針に代えて、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針(以下「青少年雇用対策基本方針」という。)を定めるものとしたこと。(第8条第1項関係)
- (2) 青少年雇用対策基本方針においては、青少年の職業生活の動向に関する事項、青少年の適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項等を定めるものとしたこと。(第8条第2項関係)

4 公共職業安定所が行う職業指導等の充実

公共職業安定所は、青少年の適職の選択を可能とするため、職業経験がないこと、学校を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとしたこと。(第9条関係)

5 求人不受理の仕組みの創設

公共職業安定所は、求人者が学校卒業見込者等求人の申込みをする場合において、その求人者がした労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき(厚生労働省令で定める場合に限る。)は、職業安定法第5条の5の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことができるものとしたこと。(第11条関係)

6 国と地方公共団体の連携

国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるように努めなければならないものとしたこと。(第12条関係)

7 青少年雇用情報の提供の仕組みの創設

- (1) 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並び

に職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項（以下「青少年雇用情報」という。）を提供するよう努めるとともに、学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならないものとしたこと。

（第13条関係）

- (2) 求人者は、学校卒業見込者等求人の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するよう努めるとともに、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならないものとしたこと。（第14条関係）

8 基準に適合する中小事業主の認定制度の創設

- (1) 厚生労働大臣は、事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下の中小事業主に限る。）からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方法の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができるものとしたこと。（第15条関係）
- (2) (1)の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類等に厚生労働大臣の定める表示を付することとし、何人もこの場合を除くほか、商品等に当該表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないものとしたこと。（第16条関係）
- (3) 厚生労働大臣は、認定事業主が(1)の基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律若しくはこの法律に基づく命令に違反したとき又は不正の手段により(1)の認定を受けたときは、その認定を取り消すことができるものとしたこと。（第17条関係）
- (4) 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しないものとすること。（第18条関係）

9 職業訓練等の措置

国は、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用の促進、キャリアコンサルタントによる相談の機会の付与、職務経験等記録書の普及の促進その他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるように努めなければならないものとしたこと。（第21条関係）

10 職業生活における自立促進のための措置

- (1) 国は、就業、修学及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であって、職業生活を円滑に営む上での困難を有するもの（以下「無業青少年」という。）に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活における自立を支援するための施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしたこと。（第 23 条関係）
- (2) 地方公共団体は、(1) の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしたこと。（第 24 条関係）
- (3) 公共職業安定所は、無業青少年に適職を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、職業経験その他の求人の条件について指導するほか、無業青少年を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、配置その他の無業青少年の雇用に関する事項について、必要な助言その他の援助を行うことができるものとしたこと。（第 25 条関係）

11 労働に関する法令に関する知識の付与

国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するよう努めなければならないものとしたこと。（第 26 条関係）

12 事業主等に対する援助

国は、青少年の福祉の増進を図るため、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対して、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないものとしたこと。（第 27 条関係）

13 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるものとしたこと。（第 28 条関係）

14 相談及び援助

公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができるものとしたこと。（第 29 条関係）

15 船員に関する特例等

船員に関する特例並びに国家公務員及び地方公務員の適用除外について所要の規定を設けたこと。（第 33 条及び第 34 条関係）

16 その他

- (1) 所要の罰則を設けたこと。(第35条から第39条まで関係)
- (2) 勤労青少年の日、都道府県勤労青少年福祉事業計画、勤労青少年福祉推進者、余暇の有効活用、勤労青少年ホーム及び勤労青少年ホーム指導員に関する規定を廃止したこと。(現行第5条、第7条及び第13条から第16条まで関係)

第3 職業安定法（昭和22年法律第141号）の一部改正関係

公共職業安定所が学校と協力して行う職業指導及び職業紹介並びに学校が届出により行う無料職業紹介の対象者に学校を退学した者を追加したこと。(第26条第1項及び第3項関係)

また、公共職業安定所が学校その他の関係者と協力して職業の選択についての学生又は生徒の关心と理解を深めるために講ずる措置として、キャリアコンサルタントによる相談の機会の付与を追加したこと。(第33条の2第1項関係)

第4 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の一部改正関係

1 基本理念の改正

労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとしたこと。(第3条の3関係)

2 職務経歴等記録書の普及

国は、労働者の職務の経歴、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする職務経歴等記録書の様式を定め、その普及に努めなければならないものとしたこと。また、国は、その様式を定めるに当たっては、青少年の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮するものとしたこと。(第15条の4関係)

3 キャリアコンサルタントの登録制の創設

- (1) 「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいうものとしたこと。(第2条第5項関係)
- (2) 事業主が必要に応じ講ずる措置として、労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能等の事項に関し、キャリアコンサルティングの機会の確保その他の援助を行うことを追加したこと。
(第10条の3第1号関係)
- (3) キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とするものとしたこと。(第30条の3関係)
- (4) キャリアコンサルタント試験は厚生労働大臣が行うものとし、厚生労働大臣の登録

を受けた法人に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務を行わせることができるものとしたこと。また、登録の要件その他所要の規定を設けたこと。(第30条の4から第30条の18まで関係)

- (5) キャリアコンサルタント試験に合格した者は、キャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができるものとし、その登録は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、効力を失うものとしたこと。また、厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者に、キャリアコンサルタントの登録の実施に関する事務を行わせができるものとするとともに、指定の要件その他所要の規定を設けたこと。(第30条の19から第30条の26まで関係)
- (6) キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならないものとしたこと。また、キャリアコンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとしたこと。(第30条の27関係)
- (7) キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならないものとしたこと。(第30条の28関係)
- (8) 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアコンサルタントによる相談の機会の確保その他の援助を行うように努めなければならないものとしたこと。(第23条第4項関係)

4 職業訓練の実施に関する計画策定における意見聴取

厚生労働大臣は、国が設置する公共職業能力開発施設が行う職業訓練等の実施に関する計画を定めるに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聞くものとしたこと。(第15条の8第2項関係)

5 職業能力検定の規定の整備

- (1) 技能検定の実技試験の実施方法について、検定職種ごとに厚生労働省令で定めるものとしたこと。(第44条第4項関係)
- (2) 厚生労働大臣は、職業能力検定の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとしたこと。(第50条の2関係)

6 その他、所要の罰則の改正を行ったこと。(第99条の2から第100条の2まで、第102条、第105条及び第105条の2関係)

第5 施行期日等

1 施行期日（附則第1条関係）

この法律は、平成27年10月1日から施行すること。ただし、第2の2の(1)の一部、5及び7は平成28年3月1日から、第2の9の一部及び10、第3の一部並びに第4の3、5及び6は平成28年4月1日から施行すること。

2 厚生労働省設置法（平成11年法律第97号）の一部改正（附則第15条関係）

職業能力開発に係る都道府県労働局の事務分掌に関する規定を整備すること。（第21条第1項関係）

平成27年9月18日 金曜日

(厚生労働省令への委任)

第十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第十九条第一項中「労働青少年福社対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十一条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関する事項について、事業主及び職業紹介事業者等に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(相談及び援助)

第二十三条 公共職業安定所は、この法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。

第十八条の見出しを「(事業主等に対する援助)」に改め、同条中「労働青少年」を「青少年」に、「を増進するための事業を推進するために」を「増進を図るために」に改め、同条を第二十一条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

(労働に関する法令に関する知識の付与)

第二十条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法令に関する知識を付与するよう努めなければならない。

第四章を削る。

第五章の章名を削る。

第十三条及び第十四条を削る。

第十二条の見出し中「労働青少年」を「青少年」に改め、同条中「労働青少年」を「青少年」に改め、「青少年その他」を「青少年その他」に、「職業訓練に関する啓発宣伝」を「職業能力の開発及び向上に関する啓発活動」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(職業訓練等の措置)

第十八条 国は、青少年の職業能力の開発及び向上に関する啓発活動等)に改め、同条中「労働青少年」を「青少年」に改め、「青少年がその職業能力の開発及び向上を図る」に、「労働青少年その他」を「青少年その他」に、「職業訓練に関する啓発宣伝」を「職業能力の開発及び向上に関する啓発活動」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五章 雜則

第十九条の見出しを「(職業能力の開発及び向上に関する啓発活動等)」に改め、同条中「労働青少年」を「青少年」に改め、「青少年が必要な技能(これに関する知識を含む)を習得する」を「青少年がその職業能力の開発及び向上を図る」に、「労働青少年その他」を「青少年その他」に、「職業訓練に関する啓発宣伝」を「職業能力の開発及び向上に関する啓発活動」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第十九条第一項中「労働青少年福社対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五章の章名を削る。

第十九条の見出しを「(職業能力の開発及び向上に関する啓発活動等)」に改め、同条中「労働青少年」を「青少年」に改め、「青少年が必要な技能(これに関する知識を含む)を習得する」を「青少年がその職業能力の開発及び向上を図る」に、「労働青少年その他」を「青少年その他」に、「職業訓練に関する啓発宣伝」を「職業能力の開発及び向上に関する啓発活動」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五章の章名を削る。

第十九条第一項中「労働青少年福社対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五章の章名を削る。

第十九条第一項中「労働青少年福社対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五章の章名を削る。

第十九条第一項中「労働青少年福社対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五章の章名を削る。

第十九条第一項中「労働青少年福社対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五章の章名を削る。

第十九条第一項中「労働青少年福社対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第五章の章名を削る。

第十九条第一項中「労働青少年福社対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条を第十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(表示等)
第十三条 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十五条において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付すことができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

2 (認定の取消し)
第十四条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十二条の認定を取り消すことができる。

1 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

2 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

3 不正の手段により第二十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)
第十五条 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である認定事業主に対し青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を行つた組合若しくはその連合会であつた場合に該当する旨の承認を行つたものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行つ場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事するものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がそぞの被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。同項」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第十五条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十六章 公共職業安定所

小事業主団体に対し、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

第四章 青少年の職業能力の開発及び向上に関する措置

第八条の前の見出しを削り、同条中「職業安定機関は、労働青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業」を「公共職業安定所は、青少年が適職」に、「促進する」を「可能とする」に、「労働青少年その他」を「青少年その他」に、「労働青少年の特性に適応した職業指導を行なう等」を「職業経験がないこと、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(以下「学校」という)を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他の青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等」に改め、同条を第九条とし、同条の前に見出しとして「(職業指導等)」を付し、第三章中同条の前に次の節名を付する。

第三章 青少年の適職の選択に関する措置**第一節 公共職業安定所による職業指導等**

第三章の章名を次のように改める。

第七条を削る。

第六条の見出しを削り、同条第一項中「労働青少年の福祉」を「青少年の福祉の増進を図るために、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等」に、「労働青少年福祉対策基本方針」を「この条及び第二十四条において「青少年雇用対策基本方針」に改め、同条第二項中「労働青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同項第一号中「労働青少年」を「青少年」に改め、同項第二号中「労働青少年の福祉の増進について」を「青少年について適職の選択を可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

第六条第三項中「労働青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に、「労働青少年の」を「青少年の」に改め、同条第四項中「労働青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、同項に「当たつて」を「當たつて」に改め、同条第五項及び第六項中「労働青少年福祉対策基本方針」を「青少年雇用対策基本方針」に改め、第二章中同条を第八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第一章中第五条の次に次の二条を加える。

(関係者相互の連携及び協力)

第六章 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び

第三条の基本的理念に基づき、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(指針)

第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に関する事項についての必要な措置に關し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。本則に次の一条及び一章を加える。

(適用除外)

第二十八条 第四条第一項、第六条、第七条、第十二条から第十六条まで、第十九条、第二十一条及び第二十二条の規定は、国家公務員及び地方公務員に關しては、適用しない。

第六章 罰則

第二十九条 第十五条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に從事した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に從事した者

二 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

三 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

四 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

五 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

六 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

七 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

八 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

九 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十一 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十二 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十三 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十四 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十五 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十六 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十七 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十八 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

十九 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十一 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十二 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十三 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十四 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十五 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十六 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十七 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

二十八 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第二十六条を第二十九条とし、第二十三条から第二十五条までを三条ずつ繰り下げる。
第二十二条中「及び職業紹介事業者等」を「職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行
う者」に改め、同条を第二十五条とする。

第二十一条を二十四条とし、第二十条を第二十三条とする。
第四章中第十九条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とする。

第三章第二節中第十六条を第十九条とする。
第十五条の前の見出しを削り、同条第五項及び第六項中「第十五条第四項」を「第十八条第四項」
に改め、同条を第十八条とし、同条の前に見出しとして「委託募集の特例等」を付する。

第十四条中「第十二条」を「第十五条」に改め、同条を第十七条とする。
第十三条第一項中「第十五条」を「第十八条」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十五条とする。

第三章中第二節を第三節とし、第一节の次に次の二節を加える。

第二節 労働者の募集を行う者等が講すべき措置

(青少年雇用情報の提供)

第十三条 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労
働者の募集（次項において「学校卒業見込者等募集」という。）を行うときは、学校卒業見込者等
に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関
する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項
（同項及び次項において「青少年雇用情報」という。）を提供するよう努めなければならない。

2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たる、当該学校卒業見込
者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供し
なければならない。

第十四条 求人は、学校卒業見込者等の求めに応じ、その申込みに係る公共職業安定所
又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するよう努めなければならない。
2 公共職業安定所又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人の申込みをした求人は、その申
込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けよう
とする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

(求人の不受理)

第十五条 公共職業安定所は、求人が学校（小学校及び幼稚園を除く。）その他厚生労働省令で定
める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他厚生労働省令で定める者
（第十三条及び第十四条において「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした求人（同
条において「学校卒業見込者等求人」という。）の申込みをする場合において、その求人者がした
他の措置が講じられたとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、職業安定法第五条の五の規
定にかかわらず、その申込みを受理しないことができる。

第二条 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関する法律に基づく処分、公表その
他の措置（第二十三条第一項）による相談の機会を加える。

目次中「第五章 雑則（第二十三条第一項）」を「第六章 罰則（第二十三条第一項）」を「第七章 罰則（第二十五条第一項）」に改める。
の措置（第二十三条第一項）」に改める。

第八条第一項中「第二十七条」を「第三十条」に改める。

第二十一条中（昭和四十四年法律第六十四号）の下に「第三十条の三に規定するキャリアコンサ
ルタントによる相談の機会の付与、同法」を加える。

第三十六条中「第二十五条」を「第二十八条」に改め、同条を第三十九条とする。

第三十五条を第三十八条とし、第三十二条から第三十四条までを三条ずつ繰り下げる。

第六章を第七章とする。
第三十一条中「第二十四条及び第二十五条」を「第二十七条及び第二十八条」に改め、第五章中
同条を第二十四条とする。

第三十条中「第二十四条」を「第二十五条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、
第二十七条に「第二十五条」を「第二十八条」に、「第二十六条」を「第二十九条」に「第二十七
条」を「第三十条」に「第二十八条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同条を第三十三条规定
する。

第二十九条を第三十二条とし、第二十三条から第二十八条までを三条ずつ繰り下げる。
第五章を第六章とし、第四章の次に第一章を加える。

第二十九条を第三十二条とし、第二十三条の次に第一章を加える。

第五章を第六章における自立促進のための措置

第五章 職業生活における自立の促進

(職業生活における自立の促進)

第二十三条 国は、就業、修業及び職業訓練の受講のいずれもしていない青少年であつて、職業生
活を円滑に営む上で困難を有するもの（次条及び第二十五条において「無業青少年」という。）
に対し、その特性に応じた適職の選択その他の職業生活に関する相談の機会の提供、職業生活に
おける自立を支援するための施設の整備その他の必要な措置を講するよう努めなければならない
い。

第二十四条 地方公共団体は、前条の国の措置と相まって、地域の実情に応じ、無業青少年の職業
生活における自立を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
（求人者等に対する指導及び援助）

第二十五条 公共職業安定所は、無業青少年を雇用し、又は雇用しようとする者に対する「配置その他の無
業青少年の雇用に関する事項について、必要な助言その他の援助を行うことができる。
（職業安定法の一部改正）

第四条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百四十一号）の一部を次のように改正する。
第二十六条第一項中「卒業した」を「卒業し、又は退学した」に改め、同条第三項中「機会」の
下に「又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリア
コンサルタントによる相談の機会」を加える。

第二十六条第一項中「卒業した」を「卒業し、又は退学した」に改め、同条第三項中「機会」の
下に「又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十条の三に規定するキャリア
コンサルタントによる相談の機会」を加える。

第五条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
目次中「第十五条の五」を「第十五条の六」に、「第十五条の七」に、「第七節
職業訓練指導員等（第二十七条の二）」を「第八節 キャリアコンサルタント（第二十七
条の二）」に、「第五章 技能検定（第四十四条第一項）」を「第五章
技能検定（第四十四条第一項）」に改める。

第二条に次の二項を加える。
技能検定（第四十四条第一項）
補則（第五十条の二、第五十一条）

5 この法律において「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又
は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。

第三条の二第五項中「職業能力検定」を「技能検定その他の職業能力検定」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三条の三 労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとする。

第九条及び第十条の二第二項第一号中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改め、第十五条の三第一号中「相談」を「キャリアコンサルティング」に改める。

第十五条の二第一項第一号中「相談」を「キャリアコンサルティング」に改め、同項第八号及び第十五条の三中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

第十五条の七に次の二条を加える。

2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聴くものとする。

第十五条の七を第十五条の八とし、第十五条の六を第十五条の七とする。

第三章第二節中第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の四を第十五条の五とし、第十五条の二の次に次の二条を加える。

(職務経歴等記録書の普及)

第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者の職務の経験、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする書面(次項において「職務経歴等記録書」という)の様式を定め、その普及に努めなければならない。

2 これは、職務経歴等記録書の様式を定めるに当たつては、青少年の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上が促進されるよう、その特性にも配慮するものとする。

第十六条第四項中「独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構」を「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」に改める。

第二十三条に次の二条を加える。

4 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアコンサルタントによる相談の機会の確保その他の援助を行うように努めなければならない。

第二十七条第五項中「第十五条の六第二項」を「第十五条の七第二項」に、「第二十三条规定」を「第二十三条规定」に改める。

(第八節 キャリアコンサルタント)

第三十条の三 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの名称を用いて、キャリアコンサルティングを行うことを業とする。

(キャリアコンサルタント試験)

第三十条の四 キャリアコンサルタント試験は、厚生労働大臣が行う。

2 前項のキャリアコンサルタント試験(以下この節において「キャリアコンサルタント試験」といふ)は、学科試験及び実技試験によつて行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、キャリアコンサルタント試験を受けることができない。

一 キャリアコンサルティングに必要な知識及び技能に関する講習で厚生労働省令で定めるもの

の課程を修了した者

二 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者

三 前二号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるも

の全部又は一部を免除することができる。

(登録試験機関の登録)

第三十条の五 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という)に、キャリアコンサルタント試験の実施に関する業務(以下「資格試験業務」という)を行わせることができる。

2 前項の登録を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 資格試験業務を行う事業所の所在地

三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により登録試験機関に資格試験業務を行わせるときは、資格試験業務を行わないものとする。

(登録の条件)

第三十条の六 厚生労働大臣は、前条第二項の規定により登録の申請を行う者(以下この条及び次条において「申請者」という)が、次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第三十条の十五の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 申請者の役員のうちに第一号に該当する者がある者(以下この法律及びこの規則において「登録の要件等」といふ)

四 申請者の役員のうちに第三十条の十二第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者がある者

五 申請者の役員のうち第一号に該当する者がある者(以下この法律及びこの規則において「登録の要件等」といふ)

六 厚生労働大臣は、申請者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、厚生労働省令で定める。

一 次に掲げる科目について試験を行うこと。

イ この法律その他関係法令に関する科目

ロ キャリアコンサルティングの理論に関する科目

ハ キャリアコンサルティングの実務に関する科目

二 その他の厚生労働省令で定める科目

二 次に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する試験委員が試験の問題の作成及び採点を行うこと。

イ 学校教育法による大学において心理学、社会学若しくは経営学に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はこれらの職にあつた者

ロ キャリアコンサルティングに五年以上従事した経験を有する者

ハ イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

三 資格試験業務の信頼性の確保のための次に掲げる措置がとられていること。

イ 資格試験業務に関する規程(試験に関する秘密の保持に関する事項を含む。以下「試験業務規程」という)に従い資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令

ロ で定めるものほか、資格試験業務の信頼性を確保するための措置として厚生労働省令

四 債務超過の状態になること

2 第三十条の五第一項の登録は、登録試験機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 第三十条の五第一項各号に掲げる事項

(登録事項等の変更の届出)

- 第三十条の八 登録試験機関は、前条第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 2 登録試験機関は、役員又は試験委員を選任し、又は解任したときは、連帯なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(試験業務規程)

- 第三十条の九 登録試験機関は、試験業務規程を定め、資格試験業務の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 試験業務規程には、資格試験業務の実施方法、試験に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。
- 3 厚生労働大臣は、第一項の認可をした試験業務規程が試験の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、登録試験機関に対し、その試験業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(資格試験業務の休廃止)

- 第三十条の十 登録試験機関は、厚生労働大臣の許可を受けなければ、資格試験業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

- (財務諸表等の備付け及び閲覧等)
- 第三十条の十一 登録試験機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに事業報告書(これららの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第一百五条の二において「財務諸表」という。を作成し、五年間、その事務所に備えて置かなければならない。

- 2 キャリアコンサルタント試験を受けようとする者その他の利害関係人は、登録試験機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第一号又は第四号の請求をするには、登録試験機関の定めた費用を支払わなければならない。
- 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令で定める方法により表示したもの(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものをいう。)により提供する
- こととの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

- (解任命令)
- 第三十条の十二 厚生労働大臣は、登録試験機関の役員又は試験委員が、この法律、この法律に基づく命令若しくは处分若しくは試験業務規程に違反する行為をしたとき、又は資格試験業務の実施に関し著しく不適当な行為をしたときは、登録試験機関に対し、当該役員又は試験委員の解任を命ずることができる。
- 2 前項の規定による命令により試験委員の職を解任され、解任の日から二年を経過しない者は、(秘密保持義務等)

- 第三十条の十三 登録試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、資格試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 2 資格試験業務に従事する登録試験機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(適合命令等)

- 第三十条の十四 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の七第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録試験機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項に定めるもののほか、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対し、資格試験業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(登録の取消し等)

- 第三十条の十五 厚生労働大臣は、登録試験機関が第三十条の六各号(第一号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。
- 2 厚生労働大臣は、登録試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該登録試験機関に対し、その登録を取り消し、又は期間を定めて資格試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第三十条の五第一項の登録を受けたとき。
- 二 第三十条の九第一項の認可を受けた試験業務規程によらないで資格試験業務を行つたとき。
- 三 第三十条の九第三項、第三十条の十二第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。
- 四 第三十条の十、第三十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。
- 五 正當な理由がないのに第三十条の十一第二項の規定による請求を拒んだとき。

- (帳簿の記載)
- 第三十条の十六 登録試験機関は、帳簿を備え、資格試験業務に關し厚生労働省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。
- (報告等)
- 第三十条の十七 厚生労働大臣は、資格試験業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録試験機関に対して資格試験業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、登録試験機関の事務所に立ち入り、資格試験業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができ。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 第三十条の十八 厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。
- 一 第三十条の五第一項の登録をしたとき。
- 二 第三十条の八第一項の規定による届出があつたとき。
- 三 第三十条の十の許可をしたとき。
- 四 第三十条の十五の規定により登録を取り消したとき。

- 五 第三十条の十五第二項の規定により資格試験業務の全部又は一部の停止の命令をしたとき。
- (キャリアコンサルタントの登録)
- 第三十条の十九 キャリアコンサルタント試験に合格した者は、厚生労働省に備えるキャリアコンサルタント名簿に、氏名、事務所の所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けて、キャリアコンサルタントとなることができる。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

三 この法律及びこの法律に基づく命令以外の法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
四 第三十条の二十二第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

3 第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過により、その効力を失う。

4 前項の更新に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三十条の二十 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録をしたときは、申請者に前条第一項に規定する事項を記載したキャリアコンサルタント登録証(次条第二項において「登録証」という)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十条の二十一 キャリアコンサルタントは、第三十条の十九第一項に規定する事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。
2 キャリアコンサルタントは、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消消等)
第三十条の二十二 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の十九第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければならない。
2 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントが第三十条の二十七の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めてキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十条の二十三 厚生労働大臣は、キャリアコンサルタントの登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第三十条の二十四 厚生労働大臣は、厚生労働大臣の指定する者(以下「指定登録機関」という)を行わせることができる。

(前項の指定は、登録事務を行おうとする者の申請により行つ。)

3 指定登録機関が登録事務を行う場合における第三十条の十九第一項、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条の規定の適用については、第三十条の十九第一項中「厚生労働省に」とあるのは「指定登録機関に」と、第三十条の二十、第三十条の二十一第一項及び前条中「厚生労働大臣」とあるのは「指定登録機関」とする。

(指定の基準)

第三十条の二十五 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がない、かつ、前条第一項の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の適正かつ確実な実施の方針その他の事項についての登録事務の実施に関する計画があること。
2 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
3 善利を目的としない法人であること。

(指定登録機関の指定等についての準用)

第三十条の二十六 第三十条の五第三項、第三十条の六、第三十条の八第二項、第三十条の九、第三十条の十、第三十条の十二第一項及び第三十条の十三から第三十条の十八まで(第三十条の十五第二項第五号及び第三十条の十八第二号を除く)の規定は、第三十条の二十四第一項の指定、指定登録機関及び登録事務について準用する。この場合において、第三十条の五第三項中「第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、第三十条の六中「前条第二項」とあるのは「第一

三十条の二十四第二項」と、第三十条の八第二項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、第三十条の九第一項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務に関する規程(以下「登録事務規程」という)」と、同条第二項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「実施方法試験に関する料金」とあるのは「実施方法」と、同条第三項中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「試験の」とあるのは「登録事務」と、第三十条の十二第一項中「役員又は試験委員」とあるのは「役員」と、「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、「実施方法」と、第三条第一項中「職員(試験委員を含む)。次項において同じ」とあるのは「職員」と、第三十条の十四第一項中「第三十条の七第一項各号」とあるのは「第三十条の二十五各号」と、第三十条の十五第二項第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と、同項第二号中「試験業務規程」とあるのは「登録事務規程」と、同項第四号中「第三十条の十、第三十条の十一第一項」とあるのは「第三十条の十」と、第三十条の十八第一号中「第三十条の五第一項」とあるのは「第三十条の二十四第一項」と読み替えるものとする。

(義務)
第三十条の二十七 キャリアコンサルタントは、キャリアコンサルタントの信用を傷つけ、又はキャリアコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 キャリアコンサルタントは、その業務に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。キャリアコンサルタントでなくなつた後においても、同様とする。

(名称の使用制限)
第三十条の二十八 キャリアコンサルタントでない者は、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(厚生労働省令への委任)

第三十条の二十九 この節に定めるもののほか、キャリアコンサルタント試験、キャリアコンサルタントの登録その他のこの節の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(第五章の章名を次のように改める。
第五章中第四十四条の前に次の節名を付する。
第五章
第一節 職業能力検定
第二節 技能検定
第三節 實技試験の実施方法は、検定職種」として、厚生労働省令で定める。

(第五章中第四十四条の前に次の節名を付する。
第五章
第一節 職業能力検定
第二節 技能検定
第三節 實技試験の実施方法は、技能検定試験業務

4 に改め、同項各号及び同条第二項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、同条第三項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改め、「明治四十一年法律第四十五号」を削り、同条第四項中「試験業務」を「技能検定試験業務」に改める。

(第五十二条の次に次の節名及び一条を加える。
第二節 補則

(職業能力検定に関する基準の整備)
第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検定(技能検定を除く。以下この条において同じ)の振興を図るため、事業主その他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとする。

第五十三条の二 「技能検定」を「職業能力検定」に改める。

(第九十六条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(登録試験機関等がした処分等に係る審査請求)

第九十六条中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改め、同条の次に次の二条を加える。
(登録試験機関等がした処分等に係る審査請求)
第九十六条の二 登録試験機関が行う資格試験業務に係る処分若しくはその不作為、指定登録機関が行う登録事務に係る処分若しくはその不作為又は指定試験機関が行う技能検定試験業務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をることができる。この

場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条の五とする改正規定、同法第十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六条第四項の改正規定、同法第二十七条第五項の改正規定（第十五条の六第二項）を「第十五条の七第二項」に改める部分に限る。）並びに同法第九十六条の改正規定を除く）並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定 平成二十八年四月一日

第九十七条第一項中「第四十四条第一項」を「第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者、第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者、第三十条の二十の登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者、第四十四条第一項」に改める。

第九十九条の二中「従事した者」の下に「又は第三十条の二十七第二項の規定に違反した者」を加える。

第一百条第四号中「第四十七条第二項」を「第三十条の十三第一項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）又は第四十七条第一項」に改め、同条の次に一条を加える。

第一百条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十条の十（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）の許可を受けないで資格試験業務又は登録業務の全部を廃止したとき。

二 第三十条の十六（第三十条の二十六において準用する場合を含む。）の規定に違反して資格試験業務又は登録業務に備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第三十条の十七第一項（第三十条の二十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせざり、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第三十条の二十二第二項の規定によりキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、キャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後能開法第三十条の二十八の規定は、同号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行なうことができる。

（職業能力開発促進法の一一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にキャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後能開法第三十条の二十八の規定は、同号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行なうことができる。

（職業能力開発促進法の一一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間ににおける改正後能開法第九十六条の二の規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一一部改正）

第七条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

（雇用対策法の一一部改正）

第八条 雇用対策法（昭和四十一年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成二十八年三月一日

三 第三条の規定、第四条中職業安定法第二十六条第三項の改正規定及び同法第二十三条の二の改正規定（（昭和四十四年法律第六十四号）を削る部分に限る。）、第五条の規定（職業能力開発促進法の目次の改正規定（第十五条の五）を「第十五条の六」に、「第十五条の六」を「第十五条の七」に改める部分に限る。）同法第二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九条、第十条の二第二項第一号、第十五条の二第一項第八号及び第十五条の三の改正規定、同法第十五条の七に一項を加える改正規定、同法第十五条の七を同法第十五条の八とし、同法第十五条の六を同法第十五条の七とする改正規定、同法第三章第二節中第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の

の四を第十五条の五とする改正規定、同法第十五条の三の次に一条を加える改正規定、同法第六条第四項の改正規定、同法第二十七条第五項の改正規定（第十五条の六第二項）を「第十五条の七第二項」に改める部分に限る。）並びに同法第九十六条の改正規定を除く）並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定 平成二十八年四月一日

（検討）

第二条 政府は、この法律の施行後五年を自途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 第一条の規定による改正後の青少年の雇用の促進等に関する法律第十二条の認定を受けようとする者は、この法律の施行前ににおいても、その申請を行なうことができる。

第四条 第五条の規定による改正後の職業能力開発促進法（次項、次条及び附則第六条において「改正後能開法」という。）第三十条の五第一項の登録を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行なうことができる。

2 改正後能開法第三十条の二十四第一項の指定を受けようとする者は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行前においても、その申請を行なうことができる。

（職業能力開発促進法の一一部改正に伴う経過措置）

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現にキャリアコンサルタント又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、改正後能開法第三十条の二十八の規定は、同号に掲げる規定の名称を用いている者についても、その申請を行なうことができる。

（職業能力開発促進法の一一部改正に伴う経過措置）

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日が行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間ににおける改正後能開法第九十六条の二の規定の適用については、同条中「審査請求」とあるのは、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求」とし、同条後段の規定は、適用しない。

（障害者の雇用の促進等に関する法律の一一部改正）

第七条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項中「第十五条の六第三項」を「第十五条の七第三項」に改める。

（雇用対策法の一一部改正）

第八条 雇用対策法（昭和四十一年法律第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条、第四条及び第十九条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成二十八年三月一日

三 第三条の規定、第四条中職業安定法第二十六条第三項の改正規定及び同法第二十三条の二の改正規定（（昭和四十四年法律第六十四号）を削る部分に限る。）、第五条の規定（職業能力開発促進法の目次の改正規定（第十五条の五）を「第十五条の六」に、「第十五条の六」を「第十五条の七」に改める部分に限る。）同法第二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第九条、第十条の二第二項第一号、第十五条の二第一項第八号及び第十五条の三の改正規定、同法第十五条の七に一項を加える改正規定、同法第十五条の七を同法第十五条の八とし、同法第十五条の六を同法第十五条の七とする改正規定、同法第三章第二節中第十五条の五を第十五条の六とし、第十五条の

（二十二） 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第64号）登録件数 一件につき九千円
（登録免許税法の一一部改正）
別表第一 第三十二号（二十二）の次に次のように加える。
第九条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

（二十二） 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第64号）登録件数 一件につき九千円
（登録免許税法の登録のキャリアコンサルタントの登録（更に新の登録を除く。）

別表第一第一八十一号の次に次のように加える。

八十一の二 キャリアコンサルタントに係る登録試験機関の登録

職業能力開発促進法第三十条の五第一項(登録試験機関の登録)	登録件数
一社につき十五万円	

別表第三の十三の項の第二欄中「(昭和四十四年法律第六十四号)」を削る。

(社会保険労務士法の一部改正)

第十一条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のようにより改める。

二十の二十六 青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)

(雇用保険法の一部改正)

第十二条 雇用保険法(昭和四十九年法律百六十六号)の一部を次のようにより改める。

第六十三条第一項第二号中「第十五条の六第一項ただし書」を「第十五条の七第一項ただし書」に改める。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)

第十三条 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法(平成十四年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第五号中「第十五条の六第一項第五号」を「第十五条の七第一項第五号」に改める。

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法の一部改正)

第十四条第一項中「第十五条の四、第十五条の六第二項」を「第十五条の五、第十五条の七第二項」に改める。

(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正)

第十五条 第二項第五号のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一第二十号の二十五」を「別表第一第二十号の二十六」に改める。

(外國人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第十六条 外國人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一第二十号の二十六」を「二十の二十七」に改める。

(外國人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部改正)

第十七条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十一条第一項の改正規定を削る。

附則第二十四条中厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)第二十一条第一項の改正規定を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第十八条 厚生労働省設置法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項第四号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

第二十一条第一項中「第六十二号まで、第六十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る)、第六十六号から」を削る。

(厚生労働省設置法の一部改正に伴う調整規定)

第十六条 外國人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行の日以前となる場合には、前条のうち厚生労働省設置法第二十一条の改正規定中「第六十五号(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第二項に規定する認定職業訓練に係るものに限る)、第六十六号」とあるのは、「第六十五号」とし、附則第十四条の規定は、適用しない。

(国土交通省設置法の一部改正)

第十七条 国土交通省設置法(平成十一年法律第一百号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第三号中「勤労青少年福祉法」を「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第十八条 この法律(附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なむ従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣 安倍晋三

財務大臣 麻生太郎

厚生労働大臣 塩崎恭久

国土交通大臣 太田昭宏

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）などが10月から順次施行されます！

青少年の雇用の促進などを図り、能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年に対して、適切な職業選択の支援に関する措置や、職業能力の開発・向上に関する措置などを総合的に行えるよう、勤労青少年福祉法、職業安定法、職業能力開発促進法などの一部が改正され、「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）などが平成27年10月1日から順次施行されます。

■ 適切な職業選択の支援、円滑な就職実現などに向けた取組の促進

1. 青少年の雇用の促進等に関する法律（勤労青少年福祉法の名称変更・一部改正） ＜若者雇用促進法＞

（1）関係者の責務の明確化と相互の連携

事業主、職業紹介事業者、国、地方公共団体など、青少年の雇用における関係者の責務を明確にし、相互に連携を図ります。【平成27年10月1日施行】

（2）適切な職業選択のための取組の促進

① 事業主による職場情報の提供の義務化【平成28年3月1日施行】

新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、幅広い情報提供を努力義務とし、応募者等からの求めがあった場合は、次の（ア）～（ウ）の3類型ごとに1つ以上の情報提供を義務付けます。

- （ア）募集・採用に関する状況
- （イ）労働時間などに関する状況
- （ウ）職業能力の開発・向上に関する状況

② 労働関係法令違反の事業主に対する、ハローワークの新卒者向け求人の不受理 【平成28年3月1日施行】

ハローワークは、一定の労働関係法令違反があった事業所などからの新卒者の求人申込みを受け付けないことができるようになります。

③ 優良な中小企業の認定制度の創設【平成27年10月1日施行】

青少年に関する雇用管理の状況が優良な中小企業について、厚生労働大臣による新たな認定制度を設けます。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL270918派若01

(3) 職業能力の開発・向上及び自立の促進

- ① 国は、地方公共団体などと連携し、青少年に対し、職業訓練の推進、ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及の促進など、必要な措置を講じるように努めます。
【平成27年10月1日施行】
- ② いわゆるニートなどの青少年に対し、特性に応じた相談機会の提供や、職業生活における自立支援のための施設（地域若者サポートステーション）の整備などを行います。【平成28年4月1日施行】

2. 職業安定法の一部改正

- ハローワークが学校と連携して職業指導などを行う対象に、「中退者」を追加します。
【平成27年10月1日施行】

■ 職業能力の開発・向上の支援 （職業能力開発促進法の一部改正）

(1) ジョブ・カード（職務経歴等記録書）の普及・促進

今回の改正により、ジョブ・カード（職務経歴等記録書）を法律上に位置づけます。それに併せて、より皆さまに活用していただけるよう、「ジョブ・カード」の様式を見直し、その普及に努めることとします。【平成27年10月1日施行】

ジョブ・カード制度について、詳しくは

厚生労働省 ジョブ・カード

検索



(2) キャリアコンサルタントの登録制の導入

職業選択や能力開発に関する相談・助言を行う専門家としての「キャリアコンサルタント」を国の登録制とし、名称独占（資格取得者のみ名乗ることが許される）や守秘義務を規定して、資質の確保を図ることにより、相談者がより安心してキャリアコンサルタントに相談できることとします。【平成28年4月1日施行】

キャリアコンサルタントについて、詳しくは

厚生労働省 キャリアコンサルタント

検索



(3) 対人サービス分野などを対象にした技能検定制度の整備

技能検定の実技試験について、検定職種ごとに、実践的な能力評価の実施方法を規定することで、対人サービス分野で働く人に対する技能検定を構築していきます。
【平成28年4月1日施行】

技能検定制度について、詳しくは

厚生労働省 技能検定制度

検索



※この法律の全体については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000097679.html>

施行期日ごとににおける規定の比較表 目次

- | | | |
|---------------------------|--------------------------|----------------------------|
| ○ 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号） | ○ 職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号） | ○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号） |
| 24 | 22 | 1 |

○ 勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の各施行期日における規定の比較表

(傍線は現行の勤労青少年福祉法から平成二十七年十月一日時点での改正、
太線は平成二十七年十月一日時点から平成二十八年三月一日時点での改正、
波線は平成二十八年三月一日時点から平成二十八年四月一日時点での改正。)

第一章 総則		平成二十八年四月一日時点		平成二十八年三月一日時点		平成二十七年十月一日時点		現行の勤労青少年福祉法	
		青少年の雇用の促進等に関する法律		青少年の雇用の促進等に関する法律		青少年の雇用の促進等に関する法律		勤労青少年福祉法	
第一節	第二節	第三節	第四節	第五節	第六節	第七節	第八節	第九節	第十節
第一章	第二章	第三章	第四章	第五章	第六章	第七章	第八章	第九章	第十章
総則	青少年の雇用の促進等に関する法律								
附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則	附則

(目的)

第一条 この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、もつて福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、もつて福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、青少年について、適性並びに技能及び知識の程度にふさわしい職業（以下「適職」という。）の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等を総合的に講ずることにより、雇用の促進等を図ることを通じて青少年がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、もつて福祉の増進を図ることを目的とする。

(目的)

第一条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もつて勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本的的理念)

第二条 全て青少年は、将来の経済及び社会を担う者であることに鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて、充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するように配慮されるものとする。

(基本的的理念)

第二条 全て青少年は、将来の経済及び社会を担う者であることに鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて、充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するように配慮されるものとする。

(基本的的理念)

第二条 全て青少年は、将来の経済及び社会を担う者であることに鑑み、青少年が、その意欲及び能力に応じて、充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人として健やかに成育するように配慮されるものとする。

(基本的的理念)

第二条 全て勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会にならう者であることからすれば、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成育するよう配慮されるものとする。

(事業主等の責務)

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

第三条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

(事業主等の責務)

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

第三条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

(事業主等の責務)

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

第三条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

(事業主等の責務)

第三条 青少年である労働者は、将来の経済及び社会を担う者としての自覚を持ち、自ら進んで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

第三条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

(関係者の責務)

第三条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすんで有為な職業人として成育するように努めなければならない。

2 第五条 国及び地方公共団体の責務
職業の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。地方公共団体は、前項の国の方策と相まって、地域の実情に応じその整備、適職の選択を可能とする環境の開発及び向上その

るよう努めなければならない。
職業紹介事業者（職業安定法）昭和二十二年法律第百四十一号
第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第十一条において同じ。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。第十三条において同じ。）、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行うよう努めなければならない。（削除）

2 第五条 国及び地方公共団体の責務
職業の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。地方公共団体は、前項の国の方策と相まって、地域の実情に応じその整備、適職の選択を可能とする環境の開発及び向上その

るよう努めなければならない。
職業紹介事業者（職業安定法）昭和二十二年法律第百四十一号
第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第十四条において同じ。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。）、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行なればならない。（削除）

2 第五条 国及び地方公共団体の責務
職業の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。地方公共団体は、前項の国の方策と相まって、地域の実情に応じその整備、適職の選択を可能とする環境の開発及び向上その

るよう努めなければならない。
職業紹介事業者（職業安定法）昭和二十二年法律第百四十一号
第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第十四条において同じ。）、募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。）、労働者の募集に関する情報を提供することを業として行う者並びに青少年の職業能力の開発及び向上の支援を業として行う者（以下「職業紹介事業者等」という。）は青少年の雇用機会の確保及び職場への定着が図られるよう、相談に応じ、及び必要な助言その他の措置を適切に行なればならない。（削除）

3 | 2 | 第五条 国及び地方公共団体の責務
職業の選択を可能とする環境の整備、職業能力の開発及び向上その他の福祉の増進を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。地方公共団体は、前項の国の方策と相まって、地域の実情に応じその整備、適職の選択を可能とする環境の開発及び向上その

2 | 3 | 第五条 (勤労青少年の日)
ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をためるために、勤労青少年の日を設ける。

の他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

の他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

の他青少年の福祉の増進を図るために必要な施策を推進するよう努めなければならない。

少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)
第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのつとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)
第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのつとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(関係者相互の連携及び協力)
第六条 国、地方公共団体、事業主、職業紹介事業者等、教育機関その他の関係者は、第二条及び第三条の基本的理念にのつとり、青少年の福祉の増進を図るために必要な施策が効果的に実施されるよう相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(新設)

(指針)
第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に關し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(指針)
第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に關し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(指針)
第七条 厚生労働大臣は、第四条及び前条に定める事項についての必要な措置に關し、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するために必要な指針を定め、これを公表するものとする。

(新設)

2
第八条 厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条及び第三十条において「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2
第八条 厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条及び第三十条において「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2
第八条 厚生労働大臣は、青少年の福祉の増進を図るため、適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等に関する施策の基本となるべき方針（以下この条及び第二十七条において「青少年雇用対策基本方針」という。）を定めるものとする。

(勤労青少年福祉対策基本方針)
第六条 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針（以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

第二章 青少年雇用対策基本方針

第二章 青少年雇用対策基本方針

第二章 青少年雇用対策基本方針

第二章 勤労青少年福祉対策基本方針等

一 青少年の職業生活の動向に関する事項

一 青少年の職業生活の動向に関する事項

一 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

2
二 青少年について適職の選択をする事項は、次のとおりとする。

2
二 青少年について適職の選択をする事項は、次のとおりとする。

2
二 青少年雇用対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 青少年雇用対策基本方針は、青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

5 前二項の規定は、青少年雇用対策基本方針の変更について準用する。

6 前二項の規定は、青少年雇用対策基本方針の変更について準用する。

可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 青少年雇用対策基本方針は、青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。厚生労働大臣は、青少年雇用対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

5 前二項の規定は、青少年雇用対策基本方針の変更について準用する。

可能とする環境の整備並びに職業能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、青少年の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

5 前二項の規定は、青少年雇用対策基本方針の変更について準用する。

いて講じようとする施策の基本となるべき事項

三 前二項の規定は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聞くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

5 前二項の規定は、青少年雇用対策基本方針の変更について準用する。

(削除)

2 都道府県勤労青少年福祉事業計画においては、おおむね前条第二項各号に掲げる事項について定めるものとする。	第七条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参酌して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画（以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。）を策定するよう努めなければならぬ。
---	---

都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるに当たつて必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見を聞くものとする。

前条第三項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、前二項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第三章 青少年の適職の選択に関する措置

第三章 福祉の措置

第一節 公共職業安定所による職業指導等

第一節 公共職業安定所による職業指導等

第一節 公共職業安定所による職業指導等

(新設)

(職業指導等)

第九条 公共職業安定所は、青少年が適職を選択することを可能とするため、青少年その他関係者に対する職業選択のため、青少年その他関係者に対する調査研究の成果等を提供し、職業経験がないこと、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条规定する学校（以下「学校」という。）を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第九条 公共職業安定所は、青少年が適職を選択することを可能とするため、青少年その他関係者に対する調査研究の成果等を提供し、職業経験がないこと、学校教育法（昭和二十一年法律第二十六号）第一条规定する学校（以下「学校」という。）を退学したこと、不安定な就業を繰り返していることその他青少年の状況に応じた職業指導及び職業紹介を行う等必要な措置を講ずるものとする。

第九条 公共職業安定所は、青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他関係者に対しても、相

第九条 職業安定機関は、勤労青年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他関係者に対しても、相

第十一条 公共職業安定所は、青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他関係者に対しても、相

第十一条 公共職業安定所は、青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他関係者に対しても、相

第十一条 公共職業安定所は、青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他関係者に対しても、相

第十一条 職業安定機関は、勤労青年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、青少年その他関係者に対しても、相

談に応じ、及び必要な指導を行うものとする。

談に応じ、及び必要な指導を行うものとする。

談に応じ、及び必要な指導を行うものとする。

て、相談に応じ、及び必要な指導導を行なうことができる。

(求人の不受理)

第十一條 公共職業安定所は、求人が学校（小学校及び幼稚園）を除く。その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他の厚生労働省令で定める者（第十三条及び第十四条において「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした求人（同条において「学校卒業見込者等求人」といいう。）の申込みをする場合において、その求人者がじた労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、職業安定法第五条の五の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことがで

(求人の不受理)

第十一條 公共職業安定所は、求人が学校（小学校及び幼稚園）を除く。その他厚生労働省令で定める施設の学生又は生徒であつて卒業することが見込まれる者その他の厚生労働省令で定める者（第十三条及び第十四条において「学校卒業見込者等」という。）であることを条件とした求人（同条において「学校卒業見込者等求人」といいう。）の申込みをする場合において、その求人者がじた労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられたとき（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、職業安定法第五条の五の規定にかかわらず、その申込みを受理しないことがで

(新設)

第十一條 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国と地方公共団体の連携)

第十二條 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(削除)

(国と地方公共団体の連携)

第十一條 国及び地方公共団体は、青少年が希望する地域において適職を選択することを可能とするため、相互に連携を図りつつ、地域における青少年の希望を踏まえた求人に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十條 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対しても、相談に応じ及び必要な指導を行なう

ことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

第二節 労働者の募集を行う者等が講すべき

措置

(青少年雇用情報の提供)

第十三条 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集(次項において「学校卒業見込者等募集」という。)を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項(同項及び次条において「青少年雇用情報」という。)を提供するように努めなければならない。

2 労働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たり、当該学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第十四条 求人者は、学校卒業見込者等求人の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するよう努めなければならない。

2 公共職業安定所又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人の申

第二節 労働者の募集を行う者等が講べき

措置

(青少年雇用情報の提供)

第十三条 劳働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等であることを条件とした労働者の募集(次項において「学校卒業見込者等募集」という。)を行うときは、学校卒業見込者等に対し、青少年の募集及び採用の状況、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組の実施状況その他の青少年の適職の選択に資するものとして厚生労働省令で定める事項(同項及び次条において「青少年雇用情報」という。)を提供するように努めなければならない。

2 劳働者の募集を行う者及び募集受託者は、学校卒業見込者等募集に当たり、当該学校卒業見込者等募集に応じ、又は応じようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第十四条 求人者は、学校卒業見込者等求人の申込みに当たり、その申込みに係る公共職業安定所又は職業紹介事業者に対し、青少年雇用情報を提供するよう努めなければならない。

2 公共職業安定所又は職業紹介事業者に学校卒業見込者等求人の申

(新設)

(新設)

込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

第三節 基準に適合する事業主の認定等

基準に適合する事業主の認定等

基準に適合する事業主の認定等

基準に適合する事業主の認定等

(新設)

(基準に適合する事業主の認定)
第十五条 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のもに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方針の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることを他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(表示等)
第十六条 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十八条において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いられる書類その他厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示を付してはこれと紛らわしい表示を付し

(表示等)
第十六条 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十八条において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いられる書類その他厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示を付してはこれと紛らわしい表示を付し

(表示等)
第十三条 前条の認定を受けた事業主(次条及び第十五条において「認定事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いられる書類その他厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示を付してはならない。

込みをした求人者は、その申込みをした公共職業安定所若しくは職業紹介事業者又はこれらの紹介を受け、若しくは受けようとする学校卒業見込者等の求めに応じ、青少年雇用情報を提供しなければならない。

(基準に適合する事業主の認定)
第十五条 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のもに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方針の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることを他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(基準に適合する事業主の認定)
第十二条 厚生労働大臣は、事業主(常時雇用する労働者の数が三百人以下のもに限る。)からの申請に基づき、当該事業主について、青少年の募集及び採用の方針の改善、職業能力の開発及び向上並びに職場への定着の促進に関する取組に関し、その実施状況が優良なものであることを他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(新設)

(認定の取消し)

- 第十七条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十五条の認定を取り消すことができる。
- 一 第十五条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十五条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十八条 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

(認定の取消し)

- 第十七条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
- 一 第十五条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十五条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十八条 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

(認定の取消し)

- 第十四条 厚生労働大臣は、認定事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。
- 一 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

- 第十五条 承認中小事業主団体の構成員である認定事業主が、当該承認中小事業主団体をして青少年の募集及び採用を担当する者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である認定事業主については、適用しない。

(新設)

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接認定事業主に対し青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を行うための厚生労働省

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で認定事業主を直接又は間接認定事業主に対し青少年の募集及び採用を担当する者の募集についての相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援

令で定める基準に適合する旨の承認を行つたものをいう。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができ

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人集員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第五十九条、第四十一条第二項並びに第五十条の二の規定は前項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四十七条第二項中「労働者の募集を行うとうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出とする者」と、同法第四十一条第

令で定める基準に適合する旨の承認を行つたものをいう。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができ

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人集員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第五十九条、第四十一条第二項並びに第五十条の三、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十二条の二の規定は前項並びに第五十三条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四十七条第二項中「労働者の募集を行うとうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出とする者」と、同法第四十一条第

令で定める基準に適合する旨の承認を行つたものをいう。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができ

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人集員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第五十九条、第四十一条第二項並びに第五十条の三、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十二条の二の規定は前項並びに第五十三条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四十七条第二項に規定する職権を行つて、同法第五十条第三項及び第四十七条第二項中「労働者の募集を行うとうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出とする者」と、同法第四十一条第

令で定める基準に適合する旨の承認を行つたものをいう。

厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができ

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人集員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第五十九条、第四十一条第二項並びに第五十二条の二の規定は前項並びに第五十三条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四十七条第二項に規定する職権を行つて、同法第五十条第三項及び第四十七条第二項中「労働者の募集を行うとうとする者」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出とする者」と、同法第四十一条第

二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用について、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十九条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとす

二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用について、同法第三十六条第二項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者をいう。」とあるのは「青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第十八条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者をいう。次項」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十九条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとす

二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

(第十二条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、青少年がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、青少年その他関係者に對して、職業能力の開発及び向上に関する啓發活動を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)

(職業訓練等の措置)

(第十二条 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るために、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用の促進、職業能力開発促進法（昭和四十年法律第六十四号）第三十一条による相談の機会の付与、職務経験等記録書の普及の促進の他必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける青少年に対する配慮)

(第十二条 事業主は、その雇用する青少年が職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法第四条第一項に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定期制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間確保するように努める。

(第十二条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、青少年がその職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、青少年その他関係者に對して、職業能力の開発及び向上に関する啓發活動を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)

(職業訓練等の措置)

(第十二条 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るために、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用の促進、職業能力開発促進法（昭和四十年法律第六十四号）第十五条の四に規定するキャリアコンサルタントによる相談の機会の付与、職務経験等記録書の普及の促進その他の必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける青少年に対する配慮)

(第十二条 事業主は、その雇用する青少年が職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法第四条第一項に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定期制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間確保するように努める。

(第十二条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、勤労青少年が職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、青少年その他関係者に對して、職業能力の開発及び向上に関する啓發活動を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。)

(職業訓練等の措置)

(第十八条 国は、青少年の職業能力の開発及び向上を図るために、地方公共団体その他の関係者と連携し、青少年に対して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用の促進、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の四第一項に規定する職務経験等記録書の普及の促進その他の必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける青少年に対する配慮)

(第十九条 事業主は、その雇用する青少年が職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法第四条第一項に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定期制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間確保するように努める。

(第十二条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、勤労青少年が職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、青少年その他関係者に對して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用の促進、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の四第一項に規定する職務経験等記録書の普及の促進その他の必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。

(職業訓練又は教育を受ける青少年に対する配慮)

(第十二条 事業主は、その雇用する青少年が職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法第四条第一項に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定期制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間確保するように努める。

(第十二条 国、都道府県及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、勤労青少年が職業能力の開発及び向上を図ることを促進するため、青少年その他関係者に對して、職業訓練の推進、職業能力検定の活用の促進、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の四第一項に規定する職務経験等記録書の普及の促進その他の必要な措置を総合的かつ効果的に講ずるよう努めなければならない。)

(新設)

(第十二条 国は、青少年に対する職業訓練又は教育を受けるため、青少年が職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十六号）第四条第一項に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定期制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間確保するように努める。

(職業訓練又は教育を受ける青少年に対する配慮)

(第十二条 事業主は、その雇用する青少年が職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練又は学校教育法第四条第一項に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定期制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間確保するように努める。

めなければならない。

めなければならない。

なければならない。

けるために必要な時間を確保する
ことができるような配慮をするよ
うに努めなければならない。

第五章 職業生活における自立の促進

(新設)

第二十三条 国は就業修学及び職業訓練の受講のいずれもしていきの会の他の職業性の支援する必要がある。次に営む上での困難を有する者には、その特性の職業活動に従事する場合に、他の職業訓練の受講のいずれもしていきの会の他の職業性の支援する必要がある。次に営む上での困難を有する者には、その特性の職業性の支援する必要がある。

(新設)

第二十四条 地方公共団体は、前条に応じて、その他の職業訓練の受講のいずれもしていきの会の他の職業性の支援する必要がある。

求人者等に対する指導及び援助

第二条 第二条の要業が青年十五歳未満の者を雇用する場合に、その他の職業訓練の受講のいずれもしていきの会の他の職業性の支援する必要がある。

(新設)

(削除)

(削除)

(削除)

第十四条 国及び地方公共団体は、必要に 勤労青少年の勤労による疲労の回 復とすこやかな成育に資するため 、勤労青少年の勤労の余暇の有効 な活用に必要なレクリエーション その他の事業が実施されるように 努めるとともに、勤労青少年の健 全なクラブ活動を援助する等必要 な措置を講ずるよう努めなければ ならない。		2 第十三条 事業主は、その雇用する 勤労青少年が職場に適応すること を容易にするため、事業場ごとに 必要な指導、相談、レクリエー ション等の事項を担当する者（以 下「勤労青少年福祉推進者」とい う。）を選任するよう努めなけ ればならない。 前項の事業場の範囲及び勤労青 少年福祉推進者の資格に関する事 項は、厚生労働省令で定める。
(勤労青少年の有効活用)		(勤労青少年少年ホーム)

第四章 福祉施設

第十五条 地方公共団体は、必要に 応じ、勤労青少年ホームを設置す るよう努めなければならない。	2 勤労青少年ホームは、勤労青 少年に対して、各種の相談に応じ、 及び必要な指導を行ない、並びに レクリエーション、クラブ活動そ の他勤労の余暇に行なわれる活 動のための便宜を供与する等勤労青 少年の福祉に関する事業を総合的
---	--

<p>(報告の徴収並びに助言、指導及</p> <p>(報告の徴収並びに助言、指導及</p> <p>(報告の徴収並びに助言、指導及</p>	<p>第六章 雜則</p> <p>(労働に関する法令に関する知識の付与)</p> <p>第二十六条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法律に関する知識を付与するよう努めなければならない。</p> <p>(事業主等に対する援助)</p> <p>第二十七条 国は、青少年の福祉の増進を図るために、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。</p>	<p>第五章 雜則</p> <p>(労働に関する法令に関する知識の付与)</p> <p>第二十三条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法律に関する知識を付与するよう努めなければならない。</p> <p>(事業主等に対する援助)</p> <p>第二十四条 国は、青少年の福祉の増進を図るために、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。</p>	<p>第五章 雜則</p> <p>(労働に関する法令に関する知識の付与)</p> <p>第二十条 国は、学校と協力して、その学生又は生徒に対し、職業生活において必要な労働に関する法律に関する知識を付与するよう努めなければならない。</p> <p>(事業主等に対する援助)</p> <p>第二十一条 国は、青少年の福祉の増進を図るために、事業主、職業紹介事業者等その他の関係者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。</p>	<p>第十七条 削除</p> <p>(新設)</p> <p>第十八条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。</p>	<p>(勤労青少年ホーム指導員)</p> <p>3 厚生労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。</p>
	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(勤労青少年ホーム指導員)</p> <p>3 厚生労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。</p>

			第二十八条 （相談及び援助）	厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認めるときは、事業主、職業紹介事業者等、求人者及び労働者の募集を行う者に對して、報告を求める。又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。
第三十一条 （権限の委任）		第二十九条 （調査等）	第二十九条 （相談及び援助）	厚生労働大臣は、青少年の法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。
第二 1 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。		第三十条 （調査等）	第二十九条 （相談及び援助）	厚生労働大臣は、青少年の法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。
2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公職業安定所長に委任することができる。		第二十七条 （調査等）	第二十七条 （相談及び援助）	厚生労働大臣は、青少年の法律に定める事項について、青少年の相談に応じ、及び必要な助言その他の援助を行うことができる。
第二 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、其の一部を都道府県労働局長に委任することができる。		第二十八条 （権限の委任）	第二十八条 （権限の委任）	厚生労働大臣は、この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公職業安定所長に委任することができる。		第三十二条 （新設）	第三十二条 （新設）	この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
2 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、其の一部を都道府県労働局長に委任することができる。		第二十五条 （新設）	第二十五条 （新設）	この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。
2 2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公職業安定所長に委任することができる。			第二十二条 （新設）	厚生労働大臣は、この法律の施行に關し必要があると認められたときには、事業主及び職業紹介事業者等に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

できる。

(厚生労働省令への委任)
第三十二条 この法律に定めるもの
のほか、この法律の実施のために

必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

である。

第二十九条 **(厚生労働省令への委任)** この法律に定めるもの
のほか、この法律の実施のために
必要な手続その他の事項は、厚生
労働省令で定める。

で見る

(厚生労働省令への委任)

第二十九条 この法律に定めるもの（厚生労働省令への委任）

(厚生労働省令への委任)
第二十九条 二の法律に定めるもの

(厚生労働省令への委任)
第二十六条 この法律に定めるもの

(厚生労働省令への委任)
第二十七条 この法律に定めるもの

(新設)

必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

必要な手続その他の事項は厚生労働省令で定める。

(船員に関する特例)
第三十三条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関する事項は、第四条第二項中「職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」とある、「船員職業安定法(昭和二十二年法律第二百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者」とある、「船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」と、「第三十九条」とあるのは「第四十四条第二項」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、「第六条中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、「大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と、「議会」とあるのは「交通政策審議会」と、「同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)」中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)」における適用する場合を含む。)

第三十一条 船員に関する特例（船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員にならうとする者に適用するは、第四条第二項中「職業紹介事業者（職業安定法（昭和二十二年法律第二百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは「無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和二十三年法律第二百三十号）第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者」とあるのは「第四十四条第二項」と、第六条中「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」と、第八条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「職業紹介事業者等」とあるのは「無料船員職業紹介事業者等」とおいて準用する場合を含む。）と、同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）と、同条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）

（一）船員に関する特例
第二十七条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条
第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になるうとする者に関する事項は、第四条第二項中「職業紹介事業者（職業安定法（昭和十二年法律第百四十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者」とあるのは、「無料船員職業紹介事業者（船員職業安定法（昭和十三年法律第百三十号）第六条四項に規定する無料船員職業紹介事業者」とある、「第三十九条」とあるのは、「第四十四条第二項」とあるのは、「第四十四条第二項」とあるのは、「職業紹介事業者等」とあるの、「無料船員職業紹介事業者等」とあるのは、「国土交通大臣」とあるのは、「国土交通大臣」と、同条第四項（同条第六等」と、第八条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と、同条第五項（同条第六國土交通大臣」と、「労働政策審議会」とあるのは、「交通政策審議会」とおいて準用する場合を含む。中「厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」において準用する場合を含む。

第二十条 船員職業安定法（昭和十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に定する船員になろうとする者にしては、第六条第一項、同条第六項において準用する場合を含む。）、同条第五項、第六項において準用する場合を含む。）及び第十九条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）とあるのは「国土交通省令」とする。

(適用除外)
第三十四条 第四条第一項、第六条
、第七条、第十五条から第十九条
まで、第二十二条、第二十七条及
び第二十八条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

(適用除外)
第三十一条 第四条第一項、第六条
、第七条、第十五条から第十九条
まで、第二十二条、第二十四条及
び第二十五条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては、適用しない。

第七章 罰則

第三十五条 第十八条第五項において準用する職業安定法第四十一条

第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第十八条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第十八条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者
三 第十八条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十六条第二項の規定に違反した者
二 第十八条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(適用除外)
第三十二条 第十八条第五項において準用する職業安定法第四十一条

第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第十八条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第十八条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十六条第二項の規定に違反した者
二 第十八条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(適用除外)
第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第十五条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第二項の規定に違反した者
二 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六章 罰則

第三十二条 第十八条第五項において準用する職業安定法第四十一条

第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第十八条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第十八条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十六条第二項の規定に違反した者
二 第十八条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第六章 罰則

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第十五条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
二 第十五条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかつた者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第十三条第二項の規定に違反した者
二 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(新設)

(新設)

(新設)

三 第十八条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

三 第十八条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

三 第十五条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對しても、各本条の罰金刑を科する。

(新設)

○ 職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）の各施行期日における規定の比較表

(傍線は現行の職業安定法から平成二十七年十月一日時点での改正、
太線は平成二十七年十月一日時点から平成二十八年四月一日時点での改正。)

	平成二十七年十月一日時点	現行の職業安定法
	平成二十八年四月一日時点	
第一 (学生生徒等の職業紹介等) 第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法へ 昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定 する学校(以下「学校」という。)の学生若 しくは生徒又は学校を卒業し、又は退学した 者(政令で定める者を除く。以下「学生生徒 等」という。)の職業紹介については、学校 と協力して、学生生徒等に対し、雇用情報、 職業に関する調査研究の成果等を提供し、職 業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡 により、学生生徒等に対して紹介することが 適当と認められる限り多くの求人を開 拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業に あつせんするよう努めなければならない。	第二十六条 公共職業安定所は、学校教育法へ 昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定 する学校(以下「学校」という。)の学生若 しくは生徒又は学校を卒業した者(政令で定 める者を除く。以下「学生生徒等」という。) の職業紹介については、学校と協力して、 職業に関する調査研究の成果等を提供し、職 業指導を行い、及び公共職業安定所間の連絡 により、学生生徒等に対して紹介することが 適当と認められる限り多くの求人を開 拓し、各学生生徒等の能力に適合した職業に あつせんするよう努めなければならない。	
第二 (略) ③② ③ ③ (略)	第三十三条の二 第三次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)について、無料の職業紹介事業を行うことができる。	第三十三条の二 第三次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)について、無料の職業紹介事業を行うことができる。
第三 一・二 (略) 三 職業能力開発促進法 第十五条の七第一項	第三十三条の二 第三次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)について、無料の職業紹介事業を行うことができる。	第三十三条の二 第三次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)について、無料の職業紹介事業を行うことができる。
第四 一・二 (略) 三 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律)	第三十三条の二 第三次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)について、無料の職業紹介事業を行うことができる。	第三十三条の二 第三次の各号に掲げる施設の長は、厚生労働大臣に届け出て、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)について、無料の職業紹介事業を行うことができる。

各号に掲げる施設 当該施設の行う職業訓練を受ける者又は当該職業訓練を修了した者

② 四
⑧ (略)
(略)

第六十四号) 第十五条の七第一項各号に掲げる施設 当該施設の行う職業訓練を受けた者又は当該職業訓練を修了した者

② 四
⑧ (略)
(略)

第六十四号) 第十五条の六第一項各号に掲げる施設 当該施設の行う職業訓練を受けた者又は当該職業訓練を修了した者

② 四
⑧ (略)
(略)

○ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の各施行期日における規定の比較表

(傍線は現行の職業能力開発促進法から平成二十七年十月一日時点での改正、
太線は平成二十七年十月一日時点から平成二十八年四月一日時点での改正。)

平成二十七年十月一日時点		現行の職業能力開発促進法
第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 職業能力開発計画（第五条—第七条）	第一章 総則（第一条—第四条）
第三章 職業能力開発の促進 第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置（第八条—第十四条）	第二章 職業能力開発計画（第五条—第七条）	第二章 職業能力開発計画（第五条—第七条）
第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置（第十五条—第十五条の六）	第三章 職業能力開発の促進 第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置（第八条—第十四条）	第三章 職業能力開発の促進 第一節 事業主等の行う職業能力開発促進の措置（第八条—第十四条）
第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等（第十五条の七—第二十三条）	第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置（第十五条—第十五条の六）	第二節 国及び都道府県による職業能力開発促進の措置（第十五条—第十五条の六）
第四節 事業主等の行う職業訓練の認定等（第二十四条—第二十六条の二）	第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等（第十五条の七—第二十三条）	第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等（第十五条の六—第二十三条）
第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六条の三—第二十一条の七）	第四節 事業主等の行う職業訓練の認定等（第二十四条—第二十六条の二）	第四節 事業主等の行う職業訓練の認定等（第二十四条—第二十六条の二）
第六節 職業能力開発総合大学校（第二十七条）	第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六条の三—第二十一条の七）	第五節 実習併用職業訓練実施計画の認定等（第二十六条の三—第二十一条の七）
第七節 職業訓練指導員等（第二十七条）	第六節 職業能力開発総合大学校（第二十七条）	第六節 職業能力開発総合大学校（第二十七条）
第八節 職業訓練法人（第三十一条—第四十三条）	第七節 職業訓練指導員等（第二十七条）	第七節 職業訓練指導員等（第二十七条）
第九節 職業能力検定（第五十条の二—第五十一条）	第四章 職業訓練法人（第三十三条—第四十三条）	第四章 職業訓練法人（第三十三条—第四十三条）
第十節 技能検定（第四十四条—第五十一条）	第五章 技能検定（第四十四条—第五十一条）	第五章 技能�定（第四十四条—第五十一条）
第十一節 補則（第五十条の二—第五十一条）	第六章 職業能力開発協会	第六章 職業能力開発協会
第十二節 第六章 職業能力開発協会		

第一節 中央職業能力開発協会（第五十 二条 第七十八条）		第一節 中央職業能力開発協会（第五十 二条 第七十八条）	
第二節 都道府県職業能力開発協会（第 七十九条 第九十条）		第二節 都道府県職業能力開発協会（第 七十九条 第九十条）	
第七章 雜則（第九十一条 第九十九条）		第七章 雜則（第九十一条 第九十九条）	
第八章 罰則（第九十九条の二 第百八条）		第八章 罰則（第九十九条の二 第百八条）	
附則		附則	
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 (4)（略）</p> <p>5 技能検定その他の職業能力検定は、職業能力の評価に係る客観的かつ公正な基準の整備及び試験その他の評価方法の充実が図られ、並びに職業訓練、職業に関する教育訓練及び実務の経験を通じて習得された職業に必要な技能及びこれに関する知識についての評価が適正になされるように行われなければならない。</p>		<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 (4)（略）</p> <p>5 この法律において「キャリアコンサルティング」とは、労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行うことをいう。</p>	
<p>第三条の二（略）</p> <p>2 (4)（略）</p> <p>5 職業能力検定その他の職業能力検定は、職業能力の評価に係る客観的かつ公正な基準の整備及び試験その他の評価方法の充実が図られ、並びに職業訓練、職業に関する教育訓練及び実務の経験を通じて習得された職業に必要な技能及びこれに関する知識についての評価が適正になされるように行われなければならない。</p>		<p>第三条の二（略）</p> <p>2 (4)（略）</p> <p>5 職業能力検定は、職業能力の評価に係る客観的かつ公正な基準の整備及び試験その他の評価方法の充実が図られ、並びに職業訓練、職業に関する教育訓練及び実務の経験を通じて習得された職業に必要な技能及びこれに関する知識についての評価が適正になされるように行われなければならない。</p>	
<p>第三条の三 労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとする。</p>		<p>第三条の三 労働者は、職業生活設計を行い、その職業生活設計に即して自発的な職業能力の開発及び向上に努めるものとする。</p>	
<p>第九条 事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者に対する業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる</p>		<p>第九条 事業主は、その雇用する労働者に対して職業訓練を行う場合には、その労働者に対する業務の遂行の過程内において又は当該業務の遂行の過程外において、自ら又は共同して行うほか、第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設その他職業能力の開発及び向上について適切と認められる</p>	

他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

他の者の設置する施設により行われる職業訓練を受けさせることによつて行うことができる。

第十条の二 (略)

2 前項の実習併用職業訓練とは、事業主がその雇用する労働者の業務の遂行の過程内において行う職業訓練と次のいずれかの職業訓練又は教育訓練とを効果的に組み合わせることにより実施するものであつて、これにより習得された技能及びこれに関する知識についての評価を行ふものをいう。

一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設により行われる職業訓練

二・三 (略)

(略)

第十条の三 事業主は、前二条の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずることにより、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自發的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。一労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に關し、情報の提供、キャリアコンサルティングの機会の確保その他の援助を行うこと。

二 (略)

(事業主その他の関係者に対する援助)

第十五条の二 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するためには、必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自發的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講図即必業労等の措置に関し、次の援助を行うように努め

第十条の二 (略)

2 前項の実習併用職業訓練とは、事業主がその雇用する労働者の業務の遂行の過程内において行う職業訓練と次のいずれかの職業訓練又は教育訓練とを効果的に組み合わせることにより実施するものであつて、これにより習得された技能及びこれに関する知識についての評価を行ふものをいう。

一 第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設により行われる職業訓練

二・三 (略)

(略)

第十条の三 事業主は、前二条の措置によるほか、必要に応じ、次に掲げる措置を講ずることにより、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自發的な職業能力の開発及び向上を促進するものとする。一労働者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、業務の遂行に必要な技能及びこれに関する知識の内容及び程度その他の事項に關し、情報の提供、相談の機会の確保その他の援助を行うこと。

二 (略)

(事業主その他の関係者に対する援助)

第十五条の二 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するためには、必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自發的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講図即必業労等の措置に関し、次の援助を行うように努め

第十条の二 (略)

2 前項の実習併用職業訓練とは、事業主がその雇用する労働者の業務の遂行の過程内において行う職業訓練と次のいずれかの職業訓練又は教育訓練とを効果的に組み合わせることにより実施するものであつて、これにより習得された技能及びこれに関する知識についての評価を行ふものをいう。

一 第十五条の二国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するためには、必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自發的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講図即必業労等の措置に関し、次の援助を行うように努め

二 (略)

(事業主その他の関係者に対する援助)

第十五条の二 国及び都道府県は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するためには、必要な援助その他労働者が職業生活設計に即して自發的な職業能力の開発及び向上を図ることを容易にする等のために事業主の講図即必業労等の措置に関し、次の援助を行うように努め

めなければならない。

第十条の三第一号のキャリアコンサルティングに関する講習の実施

めなければならない。
一 第十条の三第一号の相談に関する講習の実施

めなければならない。

第十条の三第一号の相談に関する講習の実施

八 前各号に掲げるもののほか、第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を使用させる等の便益を提供すること。

254 (略)

八 前各号に掲げるもののほか、第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を使用せる等の便益を提供すること。

257 (略)

(事業主等に対する助成等)

第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十四条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対できる。その他必要な措置を講ずることが

(事業主等に対する助成等)

第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十四条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対できる。その他必要な措置を講ずることが

(事業主等に対する助成等)

第十五条の三 国は、事業主等の行う職業訓練及び職業能力検定の振興を図り、及び労働者に対する第十四条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇の付与その他の労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための援助その他労働者が第十五条の六第三項に規定する公共職業能力開発施設等の行う職業訓練、職業能力検定等を受けることを容易にするための援助等の措置が事業主によつて講ぜられることを奨励するため、事業主等に対できる。その他必要な措置を講ずることができる。

(職務経歴等記録書の普及)

第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即した自發的な職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者の職務の経験、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする書面(次項において「職務経歴等記録書」というばならない)の様式を定め、その普及に努めなれどする。

(職務経歴等記録書の普及)

第十五条の四 国は、労働者の職業生活設計に即した自發的な職業能力の開発及び向上を促進するため、労働者の職務の経験、職業能力その他の労働者の職業能力の開発及び向上に関する事項を明らかにする書面(次項において「職務経歴等記録書」というばならない)の様式を定め、その普及に努めなれどする。

(新設)

第十五条の四 国は、職務経歴等記録書の様式を定めるに当たつては、青少年の職業生活設計に即した自發的な職業能力の開発及び向上が促進されるように、その特性にも配慮するも

(職業能力の開発に関する調査研究等)

第十五条の五 (略)

(職業能力の開発に関する調査研究等)

第十五条の四 (略)

(職業に必要な技能に関する広報啓発等)

第十五条の六 (略)

(職業に必要な技能に関する広報啓発等)

第十五条の五 (略)

(職業に必要な技能に関する広報啓発等)

第十五条の六 (略)

(職業に必要な技能に関する広報啓発等)

第十五条の五 (略)

(職業に必要な技能に関する広報啓発等)

第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

第三節 国及び都道府県等による職業訓練の実施等

- 28 -

(国及び都道府県の行う職業訓練等)
第十五条の七 (略)
2 (4) (略)

(国及び都道府県の行う職業訓練等)
第十五条の七 (略)
2 (4) (略)

(国及び都道府県の行う職業訓練等)
第十五条の六 (略)
2 (4) (略)

(職業訓練の実施に関する計画)
第十五条の八 (略)
2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聞くものとする。

(職業訓練の実施に関する計画)
第十五条の八 (略)
2 厚生労働大臣は、前項の計画を定めるに当たつては、あらかじめ、関係行政機関の長その他の関係者の意見を聞くものとする。

(職業訓練の実施に関する計画)
第十五条の七 (新設)
2 (3) (略)

4 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。

5 (略)

(職業訓練を受ける求職者に対する措置)
第二十三条 (略)
2 (3) (略)

4 公共職業能力開発施設の長は、公共職業訓練を受ける求職者が自ら職業能力の開発及び向上に関する目標を定めることを容易にするために、必要に応じ、キャリアコンサルタントによる相談の機会の確保その他

(職業訓練を受ける求職者に対する措置)
第二十三条 (略)
2 (3) (略)

の援助を行うよう努めなければならない。

第二十七条 (略)

2 (4) (略)

5 第十五条の七第二項及び第四項(第二号を除く。)、第十六条第三項(国が設置する公共職業能力開発施設に係る部分に限る。)及び第五項並びに第二十三条第三項及び第四項の規定は職業能力開発総合大学校について、第十九条から第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校において行う職業訓練について準用する。この場合において、第十五条の七第二項中「当該各号に規定する職業訓練」とあり、及び同条第四項中「第一項各号に規定する職業訓練」とあるのは「第二十七条第一項に規定する業務」とある。」とあるのは「指導員訓練(第二十七条第一項に規定する指導員訓練をいう。)又は職業訓練を受ける」と読み替えるものとする。

第八節 キャリアコンサルタント

第三十条の三～第三十一条の二十九 (略)

第五章 職業能力検定

(新設)

第五章 技能検定

第五章 技能検定

(技能検定)

第四十四条 技能検定は、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定める職種(以下この条において「検定職種」という。)ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うものについては、等級に区分しな

第二十七条 (略)

2 (4) (略)

5 第十五条の七第二項及び第四項(第二号を除く。)、第十六条第三項(国が設置する公共職業能力開発施設に係る部分に限る。)及び第五項並びに第二十三条第三項の規定は職業能力開発総合大学校について、第十九条から第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校において行う職業訓練について準用する。この場合において、第十五条の七第二項中「当該各号に規定する職業訓練」とあり、及び同条第四項中「第一項各号に規定する職業訓練」とあるのは「第二十七条第一項に規定する業務」と、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業能力開発施設」とあるのは「職業能力開発総合大学校」と、第二十三条规定第三項及び第四項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは「指導員訓練(第二十七条第一項に規定する指導員訓練をいう。)又は職業訓練を受ける」と読み替えるものとする。

(技能検定)

第四十四条 技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種(以下この条において「検定職種」という。)ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うものについては、等級に区分しな

第二十七条 (略)

2 (4) (略)

5 第十五条の六第二項及び第四項(第二号を除く。)、第十六条第三項(国が設置する公共職業能力開発施設に係る部分に限る。)及び第五項並びに第二十三条第三項の規定は職業能力開発総合大学校について、第十九条から第二十二条までの規定は職業能力開発総合大学校において行う職業訓練について準用する。この場合において、第十五条の六第二項中「当該各号に規定する職業訓練」とあり、及び同条第四項中「第一項各号に規定する職業訓練」とあるのは「第二十七条第一項に規定する業務」と、第二十一条第一項及び第二十二条中「公共職業能力開発施設」とあるのは「職業能力開発総合大学校」と、第二十三条规定第三項中「公共職業訓練を受ける」とあるのは「指導員訓練(第二十七条第一項に規定する指導員訓練をいう。)又は職業訓練を受ける」と読み替えるものとする。

いで行うことができる。

(略)

- 3 2 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。
4 実技試験の実施方法は、検定職種ごとに厚生労働省令で定める。

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財團法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの（合格の決定に関するものを除く。以下「この条及び第九十六条の二において「技能検定試験業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

一 職員、設備、技能検定試験業務の実施の方法その他の事項についての技能検定試験業務の実施に関する計画が、技能検定試験業務の実施に関する計画が、技能検定試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の技能検定試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、技能検定試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各

ことができる。

(略)

- 3 2 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。
(新設)

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財團法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの（合格の決定に関するものを除く。以下「試験業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

一 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各

ことができる。

(略)

- 3 2 技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。
4 指定試験機関の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財團法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの（合格の決定に関するものを除く。以下「試験業務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

一 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 指定試験機関の役員若しくは職員又はこれららの職にあつた者は、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 厚生労働大臣は、指定試験機関が次の各

号のいづれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて技能検定試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

第二節 條則

(職業能力検定に関する基準の整備)

第五十条の二 厚生労働大臣は、職業能力検定(技能検定を除く。以下この条において同じ。)の振興を図るため、事業主その他他の関係者が職業能力検定を適正に実施するために必要な事項に関する基準を定めるものとする。

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、職業能力検定に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、技能検定に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新設)

号のいづれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一・二 (略)

(新設)

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、技能検定に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、技能検定に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(新設)

(厚生労働省令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、技能検定に関する必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(厚生労働省令への委任)

第九十六条 国による公共職業能力開発施設(障害者職業能力開発校を除く。)及び職業能力開発総合大학교の設置及び運営、第十五条の七第一項ただし書に規定する職業訓練の実施、技能検定の実施に要する経費の負担並びに第十五条の二第一項及び第二项(障害者職業能力開発校に係る部分を除く。)、第十五条の三、第七十六条及び第八十七条第二項の規定による助成等は、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)第六十三条に規定する能力開発事業として行う。

号のいづれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

号のいづれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(登録試験機関等がした処分等に係る審査請求)

第九十六条の二 登録試験機関が行う資格試定登録機関が行う登録事務に係る処分若し

(新設)

号のいづれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

くはその不作為又は指定試験機関が行う技能検定試験業務に係る処分若しくはその不作為については、厚生労働大臣に対し、審査請求をることができる。この場合において、厚生労働大臣は、行政不服審査法へ第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、登録試験機関指定登録機関又は指定試験機関の上級行政とみなす。

(手数料)

第九十七条 第三十条の四第一項のキャリアコンサルタント試験を受けようとする者、第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者、第三十条の二十の登録証の再交付若しくは訂正を受けようとする者、第四十四条第一項の技能検定を受けようとする者又は第四十九条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めることにより、手数料を納付しなければならない。

(略)

第八章 罰則

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者又は第三十条の二十七第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (三) (略)

四 第三十条の十三第一項 (第三十条の二)

(手数料)

第九十七条 第四十四条第一項の技能検定を受けようとする者又は第四十九条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めることにより、手数料を納付しなければならない。

(略)

第八章 罰則

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (三) (略)

四 第四十七条第二項の規定に違反して秘密

(手数料)

第九十七条 第四十四条第一項の技能検定を受けようとする者又は第四十九条の合格証書の再交付を受けようとする者は、政令で定めることにより、手数料を納付しなければならない。

(略)

第八章 罰則

第九十九条の二 第二十六条の六第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、訓練担当者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第一百条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 (三) (略)

四 第四十七条第二項の規定に違反して秘密

十六において準用する場合を含む。) 又は第四十七条第二項の規定に違反して秘密を漏らした者

を漏らした者

(略)

五

(新設)
(略)

密を漏らした者

五
(略)

第一百条の二 次の各号のいずれかに掲げる違反があつた場合には、その違反行為をした登録試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。
一 第三十条の十(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の許可を受けないで資格試験業務又は登録事務の全部を廃止したとき。
二 第三十条の十六(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)の規定に違反して資格試験業務又は登録事務に関する帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。
三 第三十条の十七第一項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (三) (略)
四 第三十条の二十二第二項の規定によりキャリアコンサルタントの名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、キャリアコンサルタントの名称を使用したもの
五 第三十条の二十八の規定に違反した者
六 (略)

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 (三) (略)
二 (五) (略)

第一百二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
一 (五) (略)

第一百五条 第三十条の十五第二項(第三十条の二十六において準用する場合を含む。)又は第四十七条第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員は、そ

第一百五条 第四十一条第四項の規定による厚生労働大臣の命令に違反した場合には、その違反行為をした指定試験機関の役員は、そ

勵大臣の命令に違反した場合には、その違

五十万円以下の過料に処する。

五十万円以下の過料に処する。

反行為をした登録試験機関、指定登録機関
又は指定試験機関の役員は、五十万円以下
の過料に処する。

第一百五条の二 第三十条の十一第一項の規定

(新設)

に違反して財務諸表等を備えて置かず、財
務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若
しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由が
ないのに同条第二項各号の規定による請求
を拒んだ場合には、その違反行為をした登
録試験機関の役員又は職員は、二十万円以
下の過料に処する。